

認定申請にあたっての留意点

2011 年度適用

J A B E E は、なるべく多くのプログラムに認定審査を申請していただきたいと希望しています。認定審査を円滑に進めるために、認定審査の申請に際しては、以下の事項にご留意ください。

1. 認定申請に際しては、「日本技術者教育認定基準」、「認定基準の解説」、「認定・審査の手順と方法」、「自己点検書作成の手引き」を熟読の上、「自己点検書（本文編）」、「自己点検書（引用・裏付資料編）」の書式にしたがって自己点検書を作成してください。なお、これらの文書および書式は、必要に応じて改訂されることがありますので、認定審査を申請される当該年度の最新版を使用してください。これらの最新版は、J A B E E のホームページからダウンロードすることができます。また、同ホームページで入手できる「審査の手引き」は審査員向けの文書ですが、審査の際の考え方が記されていますので、審査を受けるプログラムの関係者にとっても参考となる情報が得られます。
2. 自己点検書の表 1 の 5 段階評価において 2 以下の項目がある場合は、認定が可となる可能性が低いと考えられます。このような状況で認定審査を受けますと、プログラム側、審査側の双方にとって時間の浪費となりますので、すべての項目が 3 以上となるまで申請をお控えください。
3. 審査の際には、申請プログラムの実態を確認する必要がありますので、審査の時点において全ての学年次の学生が存在して申請プログラムが運用されていることが必要です。したがって、プログラムが新しく設定された場合などでは、最初の年度に申請プログラムに配属された学生が 4 年次になっていることが必要となります。また、審査の際には、プログラムの修了生全員が学習・教育目標を達成していることを確認する必要がありますので、プログラムの修了生あるいは実質的修了生（「認定・審査の手順と方法」の付録を参照）が存在していることが必要となります。
4. 審査の際には、認定基準を満たしていることを審査員に説明するための根拠資料が必要となります。どのような根拠資料をどの程度準備するかについては、プログラム運営組織が主体的に判断して決定していただいて結構です。なお、学習・教育の成果を示すための成績資料（試験の答案やレポートなど）については、プログラムの全学年次にわたる科目の中で学習・教育目標の達成の証明に必要となる科目について、原則としてそれぞれ合格最低クラスの代表的なものを最近の 2 年分準備しておいてください。（詳細は「自己点検書作成の手引き」の 5. (1)を参照）

5. 実地審査のために準備する実地審査閲覧資料（「自己点検書作成の手引」の「まえがき」の「自己点検結果」を参照）等については、印刷物や紙の資料と同等以上の効率で検索でき円滑な審査に支障を来たさなければ、電子媒体で準備したものでも差し支えありません。
6. 認定プログラムの修了生以外の者が、卒業後に誤って認定プログラムの修了生として取り扱われないようにするために、広く社会一般から見ても両者が明確に区別できるようにしてください。特に、学科内の一部から構成されるプログラムが認定申請を行う場合には、申請を行わない残りの部分についてもプログラム名をつけるなどして、社会一般から見ても両者が明示的に区別できるようにしてください。
7. プログラム名は、履修要項等の公開資料に記載されており、しかも同じ教育機関内の他のプログラムとは異なる名称であることが必要です。特に、認定対象となっていないプログラムとは明確に区別できるものでなければなりません。1 学科全体が 1 プログラムを構成する場合のプログラム名は、原則として学科名と同一とします。プログラム修了と学科卒業の判定基準が異なる場合、そのプログラムの名前は学科の名前と異ならなければなりません。また、1 学科で 1 プログラムを構成する場合（この場合、当該学科がプログラム運営組織に通常相当する。）において、プログラム修了と学科卒業の判定基準が異なるときには、そのプログラムの認定申請は受理されません。

プログラムの名称（日本語）ならびにプログラムが所属する分野を表す Program Title（英語）の詳細については J A B E E ホームページの「プログラム名と Program Title に関する注意」をご参照下さい。
8. 2011 年度「認定・審査の手順と方法」の「2.6.1 認定の有効期間」にて、「新規審査の結果 JABEE が認定したプログラムで、かつ、JABEE が妥当と判断する場合には、認定の有効期間の開始日を、審査を受けた年度の前年度の 4 月 1 日とすることができる」と定めています。

2011 年度の認定審査では、以下の条件を全て満たし、認定可となったプログラムに対して「J A B E E が妥当と判断する」場合とします。

 - (a) 2011 年度の新規審査を申請するプログラムが、認定の有効期間の開始日を通常の 1 年前とすることを希望する。
 - (b) 2010 年度修了生に適用された学習・教育目標ならびにカリキュラムと 2011 年度修了予定生に適用されている学習・教育目標ならびにカリキュラムがそれぞれ同一であり、施設・設備が同等であった。
 - (c) 2010 年度修了生が履修したプログラムも 2011 年度修了予定生が履修しているプログラムと同じく認定基準を満たしていたことを審査によって確認できる。

認定の有効期間の開始日を通常より 1 年前とすることを希望するプログラム運営組織は、以下の点に留意の上新規審査を受けてください。

- 上記(a)については、審査申請時に明記してください。
- 上記(b)ならびに(c)については、自己点検書にて十分な根拠を示して説明してください。自己点検書の説明が不十分な場合、プログラムの同一性を短期間の審査では確認できない恐れがあります。この結果として、認定可となっても有効期間の開始日を 1 年前とすることができないこともあります。

さらに、審査の結果、認定が可となった場合は、以下の点にもご留意ください。

9. 修了生の名簿管理を適切に行なうことが強く求められます。特に、認定期間開始後の過年度の卒業生等も含めて、学習・教育目標を一部でも満たさない卒業生が認定プログラムの修了生として取り扱われることが絶対に生じないようにしてください。
10. プログラムに関連して、カリキュラムの変更など、学習・教育目標の達成に大きく関わる変更が発生した場合は、J A B E E ホームページの「変更通知提出のガイドライン」に従って、その旨を遅滞なく J A B E E に通知し必要な指示を受けてください。

以上